

高松校印

神道小論

陶山旭溪

アシアの東朝暎太平洋の波間より出で、歩頭一番燦然として照す所、上に萬世一系の皇室を戴き下に忠良の臣民を有し、太初以來魏然として屹立する一國あり。之を我大日本帝國となす。強食弱肉壓くなきの宇内に在て、未だ嘗て國名國土の寸毫も毀げられたることなきのみならず、其の國運發展の實着々として舉り異國をして等しく敬仰せしむるものあり。嗚呼また其の標榜せる國號に背かずといふべし。然れども物必ず果あれば因あり。今此の果を見る、焉ぞ其の因なかるべけんや。其の斯くの如きを致せし所以を思ふに、蓋し一朝一夕の事に非ざる也。古傳を按ずるに太初先づ創造的、原始的諸神成り、伊邪那岐、伊邪那美の二神に勅して、天地山川草木人獸一切の物を作らしめ給ひ、終りに二神は、其の主たる所として、大日靈尊、須佐之男尊及月讀尊を生みませり。中にも大日靈尊は、光彩華麗實に第一の主にましましければ、天を知らしめさしむ。之を以て天照大神と稱す。實に吾人の國祖たり。皇子を豊葦原の瑞穂の國に降し玉はむとする時、勅して宣はく「豊葦原の千秋の長五百秋の瑞穂の國は、我御子正哉吾勝々速日天忍穗耳の命の知らさん國なり」と。時に忍穗耳の命、皇子を生み給ふ。代つて葦原に降らしめ玉ふ。此時天照大神、皇御孫天津彦穗瓊々杵尊に、八坂瓊の曲玉及び八咫の鏡草薙劍の三種の寶物を賜ひ、又天兒屋根命、太玉の命、天鈿女命、右凝姥命、玉屋命の五神を添へて配侍せしめ、勅して宣はく「豊葦原の千五百秋の瑞穂の國は、是れ吾子孫の王たるべき地なり。宜く爾皇孫就て治らしむべし。行ませ、寶祚の隆々まさんこと天壤と窮りなかるべし」

論說

と嗚呼盛ならずや。我日本建國の大精神、實に此内に存す。「爾皇孫就て知らせ」の一句、これ我皇祖傳來の御家法にして、他國に其比を見ざる所、天つ日繼の大御業の源は、皇祖の御心の鏡もて天が下の民草を知ろしめすといふ意義より成り立ち、我國家成立の原理は、君民の約束に非ずして一の君徳なり。「知らす」は知るの敬語にて、民のよく治まれるや否やを明らけき大御心のみ鏡にうつさして、見そなはし給ひ、治まらざるあらば、君徳の御稜威もてなづけ治め玉ふをいふ。されば古事記等にも「治らす」と「うしはく」(占領の意)とは、明に區別し「治らす」は君に、「うしはく」は未だ皇威に服せざりし一地方の主たる國神等にのみ用ひて、決して相混同することなし。かの支那歐洲等に於ては、一の豪傑起りて、多くの土地を占領し、一の政府を立てて支配したる征服の結果をいふを以て、國家の釋義となさざるべからざるが多し。之を我立國の意義に比する時は、思半に過ぐるものあらむ。この「知らす」の意は上に述べしが如しと雖も又決して天皇の大權を認めずして云ふものに非ず。普天の下率土の濱、行くとして王土に非ざるはなし。もとより君の領土たり。たゞ一國を私有とし國土を占領せんの目的にたはせずして國家の不基を鞏固にし、八洲臣民の平和慶福を増進し玉はんの神意たるを拜察し奉りたるのみ。而して古典にはこの神意を稱へて「青雲の向伏す極み、汐の沫の至り留らむ極み、四方の國を安らげく、平けく知ろしめさん」といへり。これ我祖先の規模宏大なる理想抱負を表はせるものにして、即天皇は内、國民の安寧幸福を期し玉ふのみならず、外、明德を以て、平和に幸福に、宇内に君臨し玉はんの意也。即其大理想は、徳光的世界帝國の建設にあり。夫れ人の此世に立つや、苟も理想、抱負なかるべからず、人にして之なくんば、決して一事の見るべきものをもなす能はざらむ。國家は一の大人格なり。國家豈理想抱負なかるべけんや。然り世界各國、其の國を立つるや、未だ嘗て之を有せ

ざるなし。而して或は侵略的、征伐的、戰爭的、利己的、或は教會權利の擴張的、其の能く「安國と平けく天が下知ろしめし 青雲アラクモの向伏ムカフスす極み、沙シホの沫アハの至り留らん極み、四方の國を安らげく、平けく知ろしめさん」の意、即德光的世界統一の理想を以てせしもの果して何處にかある。何れか此高尚なる精神に比すべけん。こかも豫言的にこの皇運を祝福して宣く「寶祚アヘツヒツキサカの隆トヨわまさむこと天壤アヘツテと窮りなかるべし」と。嗚呼圓滿にして赫々たる神意、日月と光を競ふと云ふべし。これ我建國の精神、立國の大本にして又實に神道の起源なりとす。神道は吾人に、日本は高尚なる主義理想を以て建國したることを教へ、其の建國の精神に基きて過去、現在及び將來に起りたる又起るべき所の國民的感動及行爲等の現象を総稱したるものなり。更に之を詳言すれば神道とは、大和民族が古來惟神的に鑄鑄陶冶し來りたる一大皇道にして、上、御一人より、下、萬民に至るまで、日夕遵守履行すべき神の道なり。(因て惟神の大道ともいふ) 神とは何ぞや。西洋の所謂ゴッドの如く詩人や哲學者や宗教家が勝手に造り出したるものに非ずして五官の官能を有する歴代の神聖にまします。即祖先の神々をいふ。尙語原上より云へば神は即上カミの義にして併せて一種靈妙、卓絶照臨の觀念を含有す。されば忠孝義烈の烈夫烈婦すべて之を神として祀る。もとより其間に自ら程度の高低ありて歴代の神聖を以て中心となす。故に在世の主上は之を現神アヘツカミ又は遠つ神とも稱し奉る也。而して此等の神聖の云爲行動が國民の規範となり標準となつて、こゝに炳然たる神の道をなせり。實に神道は事實の道にして教の道に非ず。教の道は、教を録したる經典の外に出づる餘地なしと雖も、事實の道は然らず。即ち基督教等の如く全く教權内に束縛せらるゝことなく、其時代々々の智識を以て事實を解することを得、依て事實の解釋上進歩的也。然らばかゝる神道の内容(骨髓根本)は如何。余は之に關しては文學士田中義能氏の説、最も其の當を得たり

となす。氏は之を其の起源及國民活動の規範(標準)に分ちて述べて曰く、神道の起源は實に我國民固有の精神に基き、更に之を分析すれば一、秩序的統一的思想(潔癖を愛する思想君臣の秩序等之に類するもの總てを含む)(其の發達の極致は神鏡)二、現世的快活的感情(其の發達の極致は神璽)三、發展の膨脹的性格(其發達の極致は神劍)とし、之が歸一する所は、天壤無窮の國運發展とせり。而して國民活動の規範は、此の國民的精神の精華を体せられたる、古代の神聖の云爲行動に存し其の云爲行爲の事蹟は、多端なれども其の約しつめし所は、天孫降臨の際に下し給ひし天壤無窮の神勅、及び其をたのづから具體的に示されたる三種の神器に歸すと。然り以上三ヶ條の如き精神は何れの國人も多少之を有せざるなしと雖も我國人は殊更強烈なり。就中現世的快活的感情の如きは、現世界上に於て、時間的未來(將來)を考へ、未來の幸福を思惟するものにして、かの基督教國等の如く、未來は天國に生れ永久の幸福を享くるを以て理想とするが如きは、我上古の大和民族には殆ど之なしといふべく、飽迄も現世執着的也。云ふこと勿れこれ卑近なる感情にして、未來の理想を解せざるものなりと。然らず。人苟も此世に生れ現世を輕んじ現實を疎じて、果して何處にか事の以て施すべきとなす。進歩發展將た焉ぞ期すべけんや。抑又彼等は人生を捨つるとなすが。神道はかゝる精神を基礎として着々實地に發現し來れり。思ふに斯の如き精神は氣候の温和、山川の秀麗海國的風土其他四周の狀況に影響せられたる所蓋し少なからざるべし。そはとまれ翻つて神道の典據を按ずるにも述べし如く、神道は事實の道にして教の道に非ず。故に經典といふものなし。實に神道の典據は古語拾遺にも「蓋し聞く上古の世、未だ文字あらず。貴賤老少、口々に相傳へ、前言往行存じて忘れず」といへるが如く、記憶力に富む我國民が、神聖の言行を忘れず、口々に傳へ來りし傳説にあり、其の傳説は今も古事記、日本書紀等によりて確實に傳

はれり。抑傳説は當時の文化の精華を集めたるものにして、何れの國も殆之あらざるはなし。たゞ外國に在つては、民族の離合集散國家の興亡存敗頻繁にして、傳説自身に生ることなく後に起りし政治道德宗教之に代つて以て今日に至れり。然るに我國は當時の大政治家大宗教家、大道德家たりし神々の御子孫、君主として長く此土に臨ませ玉ひ其神々の支族或は末族の者は臣民として長く君主に仕へ奉り人種國體に變動なく從て傳説自身、生命を有し、長へに民族の上に其勢力を及ぼす。故に固有の政治も宗教も道德も皆この傳説より發達せり。これ即神道なり。人或は神道を以て政治なりとか、宗教なりとか、道德なりとか、一方に偏して論ずるものあり、然りと雖も之其の一斑を窺つて未だ其全豹を知らざる、所謂擔板漢となす。擔板漢焉んぞ能く楯の半面を知らんや。凡そ人間の精神活動は、知情意の三方面を有す。故に神道も政治的知識の方面よりすれば、政治、經濟等とも見ね、宗教的感情の方面よりすれば宗教とも見ね、道德的意志の方面よりすれば道德とも見ゆ。之皆其の作用の方面の異なるによるものにして、未だ本体とはいふべからず。知らずや神道は此三方面を具有するを。見よ神道は支那に於ける王道霸道等の未だ入り來らざりし以前に於ける、日本の唯一の政治、佛敎傳來以前の唯一の宗教、儒敎輸入以前の唯一の道德なりしに非ずや。然り神道は此三方面を具備す。否嘗に此三方面を具備すのみならず、此三方面を維持し發展せしむる國家教育の方面をも具せり。夫れ國家が雄飛發展せんには、國家が其目的、其主義、其理想を定めて國家に之が信奉を求め、かねて國民精神の統一を圖り、其の教育を力めざるべからず。之れ國家教育の起る所。國民教育とは、國家が其目的を實行し理想に到着するに必要な國民を作らんとする手段をいふ。故に國家は有益にして國民を興起せしむるものを取らざるべからず、國民固有の精神と合致するものを取らざるべからず。而して神道は實

に此條件に副ひ此方面をも合有するものなり。

予は已に神道の何物たるかをとき、其の内容を總括して述ぶる所ありたり。依つて更に進んで神道の經歷を概言し其の現在及將來に言及せんとす。上にも述べたる如く、神道は事實の道にして教の道に非ず。其の時代々々の知識を以て事實を解することを得。こゝを以て神道の經歷は、歴史と同行し、時代思潮に従つて其の外觀を變ず。歴史に起伏波瀾ありしと共に神道も亦幾多の變遷をなしぬ。或は佛敎によりて着色せられ、或は儒敎に、或は道敎に、多少修飾せらるゝ所ありたりと雖も而も我國固有の精神たる神道は其の源遠く其の根抵深くして、決して湮滅せしむること能はず。常に國民の胸底に一道の流を有しよく本來の面目を維持し、時あつて之が發揮に力め以て徳川の末期に及べり。茲に所謂、浦賀の砲聲に長夜の夢を破られて國家多端となり、世は諸外國と交通し有無相通するに至り、西洋の文物風習、澎湃として入り來れり。こゝに於て畏こくも明治天皇には南殿に出御せられて、五ヶ條の御誓文を宣し、以て其の進路を誤るなきを示し玉へり。然るに國民は、從來の幕府の政策、鎖國の方針に對する反動の結果として御誓文中第四、第五條の御眞意を誤解し奉り、舊來の陋習を破ることをのみ考へて、其の固有の美點を維持し、發展せしむる所以を知らず。一にも西洋、二にも西洋と、所謂西洋心酔の狀況を呈し、政治、道德、宗教あらゆる方面に墮落、又墮落、風俗頹敗して道義地を拂ふの有様となり、其結果最も神聖なる教育に従事する者まで其の風潮に化せられ、將來有爲の日本國民を作るべき教育家が、徒に輕跳浮薄に流れ、西洋心酔主義ともいふべきものを以て教育に従事するに至り、日本の社會は甚だ憂ふべき現象を來せり。こゝに於て明治天皇には畏こくも九重の大輿より此有様を御覽ましまして大に宸襟を惱まさせ玉ひ、明治廿三年十月卅日彼の教育勅語を御發布遊ばされぬ。

今其の御主旨を窺ひ奉るに先ち、猶いさゝか之を發布せられし所以を拜察し奉るに、抑も上述の如く維新以來西洋の文物風習に心酔し我が固有の精神、國粹をも忘るゝに至りし所以のものは、これ我祖宗の御遺訓、神道の大精神を体得せざるによる。且又神道自身も社會の文明發達し、運輸交通大に開けて、今迄の歴史的事實や、斷片的言語のみにては、神道を解し難く、且時代思想に後るゝ傾きあり。依て此の過渡期に際し、眞に國家の發達進運を來さんには、國民をして十分に神道の精神を理解せしめ、之が信奉を要求せざるべからず。之教育勅語を發布し玉ひし所以には非ざるが、以下、遂次予の述ぶる所に照しみば、必ず其の然るべき所以を拜察するは益し難きに非ざるべし。さて謹んで教育勅語の御主旨を按じ奉るに大方、次の三條に歸するが如し。

一、自己に對する道(恭儉已を持し、學を修め業を習ふ)……其の進み行く所は……知能を啓發し、徳器を成就す。

二、社會に對する道(父母に孝に、兄弟に友に、夫婦相和し、朋友相信じ、博愛衆に及ぼす)……其の進み行く所は……公益を廣め、世務を開く。

三、國家に對する道(君に忠に、常に國憲を重んじ、國法に遵ふ)……其の進み行く所は……義勇公に奉ず。此三者の終局する所は、天壤無窮の皇運の扶翼に歸す。夫れ人の此世に處する道たるや種々ありと雖も、詮する所、自己に對する道、社會に對する道、國家に對する道、此三者を措て又他にあらんや。自己に對する道は、道の本源にして、身修らざれば、家を齊へ、國を治め、進んで天下を治むる道を修養するを得ず。これを以て自己に對する道は、又政治的方面の素養とも云ふべし。國家に對する道は君に忠を盡し、國憲を重

んじ國法に遵ふ。其の歸する所は、快樂主義にも非ず、幸福主義にも非ず、實に義勇公に奉ずるの一點に歸す。これ道徳の根本なりとす。社會に對する道は、父母に孝に、兄弟に友に、夫婦相和し朋友相信じ、博愛衆に及ぼすに在り。人苟も一家團樂し人と相和す、誰か其心に、慰安を感ぜざるものあらんや。且つ之が歸する所は、公益を廣め、世務を開き社會一般の利福を來し、其の進運に貢献す。誰か其の心に満足を得ざらむや。こは獨り社會に對する道のみに非ず。他も亦然り。就中第二の忠君の如きは吾人の涙をして熱せしめ、血をして湧かしむ、崇高峻嚴極まれりといふべし。而もこれらの道は皇祖皇宗の遺訓にして、之を古今に通じて謬らす之を中外に施して悖らすと宣ふ。日夜斯道を實踐躬行して一点のやましき所なくんば胸中の慰安得ざらんと欲するも能はざる也。實に吾人は皇祖皇宗の遺訓に従ふのみ依頼するのみ。即國祖を神として拜し、心的實在として、念として、心中に存せしめ、其の「かみ」は客觀的に存せりと信ずるものに非ざるも、只在すが如き情を以て祖先のたもかげを心中に浮べ、其の思念し給ひし所を思念し、建國治國に意を用ひ玉ひたる其の愛の記憶を拜し、之を以て至上の崇拜の目的物となし、愛情を以て、敬意を以て衷心之に事ふべき也。茲に大和民族は安心を得、立命を得。之れ純乎たる日本の宗。教といふべきに非ずや。他に神を要せず、佛を要せず又況んや天帝をや。而して此教育勅語が教育の本たるは云ふまでもなし。以上述べしが如く教育勅語は政治道徳宗教及教育の方面を具有するものにして日本國民の行爲の標準、即神道の内容を示し玉ひたるもの也。然るに一部の類似、片言隻句の異同を見てこの勅語は、神道の内容を示し玉ひたるものに非ずして、或は、儒教の道を諭し玉ひたるものなりとか或は基督の教義を宣べたまひたるものなりとか論ずるものあり。之大なる誤解にして實に畏懼の至り也。見よ勅語の劈頭第一より我皇祖皇宗、國を肇むること宏遠に、

德を樹つること深厚なりと宣べ玉ひ、更に斯の道は、實に我皇祖皇宗の遺訓にして、朕、爾臣民の共に遵守すべき所と、如何なる頑迷の輩も理解し奉るやう、ねもころにつばらかに、明々白々に仰せ玉へるをや。夫れ皇祖皇宗とは、天子の御先祖を申し奉りて、前にも屢述べし如く、吾人が神として仰ぎ奉る所なれば其の御遺訓は即神の御遺訓、其の教の道は即神の道なり。且又天子は、上にも記せし如く、神の御子孫にして之を現神とも稱し奉る。其の勅語は即現神の勅語其の教の道は即神の道なり。尙他の方面よりいはゞ神道は、日本固有の道にして、國家の創立と共に起り、苟も日本人たる以上は、一日と雖も尊奉遵行、怠るべからざる道なり。教育勅語は、日本國民の道を示されたるものなれば、之を以て考ふるも其の神道の精神を宣べ玉ひたるものなることは、火を見るよりも明なるに非ずや。其の理かくの如く明なるに係らずこの勅語を神道の主旨を宣べ玉ひたるものに非ずといふ。抑彼等は理解力を有せざるか將又腸の腐りたるが致す所か。其の之を以て基督の教義、儒教の道等といふが如き輩に至つては言語道斷、其の心醉、寧ろ憐むべし。夫れ道は、洋の東西、國の如何によりて全く相反するが如きものに非ず。其の相類似せるもの、文字の同じきものは多々あるべし。然りと雖も之を以て全々相同じとは斷すべからず。必ず其間に各々其國固有の色を帯びて他の決して學ぶべからざるものありて存す。例へば忠や孝や儒教の忠孝と其の文字は則ち相同じきも其の内容は必ずしも一致せず。基督の博愛、悉くこの勅語の博愛と一致するや又未だ知るべからざる也。しかのみならず此間の消息は、理論を以てするまでもなく、事實歴々として之を証す。みよ我國が日清、日露の兩大戰に於て、其の武器其の軍資其の体格一も彼に勝るなくしてよく彼をして屈服せしめし所以のものは、果して何處にか在る。かゝることは彼等と雖も焉を知らざることあらんや。知つて而して知らざるふりをなしたゞ纔

に一部の類似、片言隻句の異同を以て之を我田に引く。之をしも心酔といはずして何をかいはんや。三唱せよ教育勅語の斯道は、惟神の大道即神道なることを。而も神道の内容、精神は殆ど此勅語に盡して餘給ふところなしと申し奉るべし。たゞ吾人はこの御主旨を体し、一意専心、身心を擲ち、皇運の扶翼、國運の發展に盡瘁し、聖意を安んじ奉らんことを期すべきのみ。嗚呼天祖、天壤無窮の神勅を下し玉ひてより上下二千五百年、一氣の元水、靈源に發して、滔々光明の大海に注ぐ。前聖後聖其の揆一なりといふべし。思ふに圓滿なる徳の實現、即成其の徳を一にせんこと蓋し遠きに非ざるべきを信す。宜なる哉、教育勅語一たび出で、百鬼晝行の社會の混亂は、茲に一大燈明臺を得、教育界は、茲に一大指南車を得て、國運發展の指導者となるや。これ吾人の欣喜に堪へざる所也。然りと雖も翻て審に社會の現狀を察すれば、彼の所謂過渡時代、混亂時代の弊風、尙未だ全く去らず。西洋崇拜の思想は依然として存するものあり。彼等は、政治に道德に宗教に國語に人種に我國のものといへば、之を輕んじ、西洋のものといへば則ち隨喜の涙をこぼす。之抑忠君愛國の至情なく自國顯彰の根性なきによる。夫れ人の此世に生るとや、必ず己を愛し人に秀でんとを思ふ。こゝにはじて希望あり、努力あり。人、苟も自己を輕んじ、自己の發揮を希はずんば、焉ぞ其の發達を期すべけんや。國亦然り。自國の愛すべきを知らず、其の國是の尊ぶべきを知らずんば其の國運の發展決して望むべからざる也。而も人は各其面の異なるが如く、其心も相異なり。從て其の一長一短亦相異なる。國亦然り。其の短を補ひ其の長を發揚す。之れ人に於て國に於て男子の快とする所、自己を無視し、自國を無視して人に從ひ他國に屈す。これ男子の恥づる所にして奴隸の事となす。人と國と何ぞ奴隸たるべき。男子の本領は自己を發揮するに在り、自國を發揮するに在り。これを發揮せんかために其の短を他の文明に補

ふ。これ泰西の文物を吸収する所以也。然りと雖も吾人は決して狹隘なる國粹保存者の口物をまぬる者に非ず。吾人は飽くまで外物を排斥せざるのみに非ず。彼の長所は、古典にも「遠き國は、八十綱打懸けて引寄することの如く」といへるが如く、「引寄せん」と欲する者也。我國古風の學者等は、外國の事物を取ることを憚り、或は以て國体國風を害するものなるかの如く考ふる者ありと雖も、蓋しこれ誤れるのみ。先祖の神々等の精神を見よ。遠き國は八十綱打懸けて引寄する如くにして迄も之を引寄せ、以て彼等の善美を取り玉へり。吾人亦其の如く世界各國より其善美をとり以て我國を富まし、以て祖先の神意を喜ばすべき也。妄りに外國の事物を卑しむるは祖先の意志を誤解せるもの也。獅子はよく他獸を食して其強を致す。吾人も亦世界文明の善美を吞食消化すること、獅子の如くんば、又以て國家を富強ならしむることを得べし。たゞ獅子の如く兇惡なるべからざると共に、又歐化主義者の如く不消化なるべからず。吞食的にして而も我に同化せしめざるべからず。要は忠君愛國の至情に在り。抑彼等洋習的輩は神道を知らず國民的感情を解せず。故に教育勅語の如き、諄々として諭し玉ふと雖も、更に感動する所なし。畢竟これ一片の熱情なまによる。すべて人は情に動く。冷やかなる理智豈這般の情を解せんや。たとひ理を説く盡せりといふとも、聞く者にして一の熱情なくんば、決して眞に之を解する能はざる也。よし其道理を聞かざるも愛國の真情を有する者は之を知り之を行ふ。試に思へ草莽の一微臣、上に聖明の君ましまし、照さぬ限なき今の世に、生れあひたるだにあるを、まして知るなきの祖先より、知るなきの子孫まで蒙りたる又蒙るべき海嶽の鴻恩、いかばかりぞ。これを思ひ、かれを思はば、粉骨碎身、其の萬分の一なりとも報じ奉らんと畫思夜想、須臾も措く能はざるに非ずや。嗚呼仰で赫々たる旭日をのぞみ、伏して伊勢の神宮の神前にぬかつく者、誰か忠君の熱涙にむせ

ばざる。立つて富嶽千古の英姿をのぞみ、坐して三保松原の麗景を眺むるもの、誰か愛國の熱血を躍らせざる者ぞ。嗚呼吾人はこの忠君愛國の赤誠を以て惟神の大道に則り、國運發展の實をあげ、徳光的世界帝國を建設し、凡ての道は日本より出で、凡ての法は日本より出で、正義も善美も日本より出で、世界の萬民盡く歡喜して「日本の天皇は光榮あれ。いざ我れ平和の天皇を仰がむ。いざわれ伊勢の五十鈴の宮を拜せん」と喝仰せしめ、上御一人の大御心を安んじ奉り、下國基を富岳の安きにわかむことを期す夫れ力めずして可ならむや。』